

●香川県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和8年10月30日から同年11月19日まで一般の縦覧に供する。

令和8年10月30日

香川県知事 池 田 豊 人

1 道路の種類 県道（主要地方道）

2 路 線 名 円座香南線（44号）

3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市香南町横井字尾池原 1036番1地先から 高松市香南町横井字尾池原 1435番1地先まで	12.9～34.8	95	令和4年3月29日付け香川県告示第116号で変更した区域の一部

4 供用開始の期日 令和8年11月4日